

# 「大兵雲集」下の首都防衛について

——日清戦争期における督辦軍務處を中心に——

根 無 新太郎

はじめに

第一章 指揮統一の要請

第二章 巡防處

第三章 督辦軍務處の理想と現實

(一) 設置の前提

(二) 勇營への監視

第四章 戦後の防衛體制再編

おわりに

はじめに

一九世紀後半、太平天國や捻軍などの諸反亂を経た清朝では、それらの鎮壓に力を發揮したものととして湘軍、淮軍といった勇營（義勇兵）の存在がある。やがて、これらの勇營を基盤として、その領袖であった曾國藩や李鴻章といった官

僚が、總督や巡撫などの地方官に任命されていく。これら督撫はその麾下の勇營を維持するため、自身の下僚を省内の要職に就けるなど、次第に財政や軍事の権限を擴大させていった。このような状況は「督撫專政」とよばれる。そして、この「督撫專政」が最も展開された地域こそ、首都北京を擁する直隸省であった。直隸省には、一八七〇年以來、李鴻章が直隸總督兼北洋大臣として天津にあり、その麾下の淮軍と共に北洋地域や直隸省の防衛を擔った。この「督撫專政」については、後の軍閥割據に繋がる地方分權化や、中央（朝廷）と地方（督撫）の對立であるかをめぐり、これまで議論が行われてきた<sup>①</sup>。しかし、これら諸論はいずれも督撫の動向を述べることに力點が置かれており、朝廷の視點については十分に論じられていない。

このような「督撫專政」下における直隸省の防衛體制について、先に筆者はそれが北京を中心とした同心圓狀の階層構造であったことを論じた<sup>②</sup>。この同心圓構造では、その外周にあたる部分に淮軍が配置され、中心部での駐留は忌避された。これには、向背常ならず、治安を容易に亂すものという、朝廷の勇營に對する警戒があつた。そして、そうした配置構造が以後、ひとまず安定して「督撫專政」の體制を支えた。

やがて、この「督撫專政」にとって崩壞の始まりとなる出來事が起こる。一八九四年に勃發した日清戦争と清朝の敗北である。もとより、日清戦争は東アジア史上の劃期的な事件であるが、これを清朝内部より見れば、その敗北は李鴻章の沒落を齎した。開戦に際し李鴻章は消極的であり、西太后もまたそれに同調する。一方で光緒帝とその側近（帝黨）、更に監察御史などの言官や翰林院侍讀學士などの少壯官吏から成る清議派官僚は、開戦に積極的であつた。このため日清戦争期の清朝に關しては、朝廷内部の動向、つまり帝黨と后黨（西太后派）、また李鴻章と帝黨などといった二者の動向や政争などに焦點があてられてきた<sup>③</sup>。

ところで、日清戦争に際して朝廷は、滿洲など前線への軍の増派や、海路よりの日本軍の北京、天津への攻撃に備えるため、各省にある勇營の「北上」を命じた。その結果、直隸省は「大兵雲集」と稱されるに至る<sup>④</sup>。このように各省から直

隸省に多数の勇營が集結した状況とは、捻軍の直隸省侵入以来のことであった。

このような中で朝廷は一八九四年一月二日に新たな機關を設置した。督辦軍務處である。督辦軍務處は一八九八年六月に解散されたが、その性格などは「臨時對日作戰的參謀本部」や「大本營の如」き「戦時最高統帥機關」と論及されてきた。<sup>⑤</sup>だが先述のように従来は朝廷内の政争が重視されてきたため、督辦軍務處については上述の説明にとどまり、十分な考察が行われてこなかった。これは督辦軍務處が残り、またそれに論及した史料も極めて少ないという事情もあると考えられる。

近年では、督辦軍務處について王剛氏が專論を著し、馬忠文氏もその構成員であった榮祿との關聯において論じている。<sup>⑥</sup>特に、王剛氏の論文は先述の史料的制約の中で檔案史料を博搜した勞作で、督辦軍務處に關する唯一の專論である。その中で王剛氏は督辦軍務處の設置過程を詳細に論じ、更に、その役割についても列舉している。

そして、王剛氏は督辦軍務處と當時の政策決定の中樞機關である軍機處の關係を「有補充之處、也有交叉之處」とする。また、その役割を檔案史料の内容から九項目に分類している。この中でも、皇帝の裁可を仰がず、直接に各軍への指示を行うことができる「執行權」と、各軍の進軍狀況をチェック、督促するような「監督權」に關しては、軍機處の及ばないものであったといふ。<sup>⑦</sup>

しかし、王剛氏は概して檔案史料のタイトルを列舉するのみで、「監督」や「執行」の具体的な對象や内容、その理由などについて明確には述べていない。また、督辦軍務處の役割についても、先述の軍機處との關係のように概括的に過ぎ、その實態や意義などを却って埋没させてしまっているように思われる。そのため、日清戦争後の展望、つまり督辦軍務處が日清戦争終結の直後ではなく、四年後の一八九八年に解散されたことに關しての論及が行われていないのである。

そこで、本稿では朝廷が一體何を主要な役割として督辦軍務處に求めたのか、そしてその意義は如何なるものであったのかを論じることとしたい。

その際には巡防處に關しても言及する。巡防處は北京の治安維持機構であるが、その設置は督辦軍務處と同日であり、構成員も全く同じものであった。管見の限りでは、巡防處について專論は著されていない。しかし、馬忠文氏が督辦軍務處や榮祿との關聯において言及し、渡邊修氏が歩軍統領衙門や北京の治安體制から概略している。<sup>8)</sup>

先述のように、督辦軍務處と巡防處は重複する點が多い。そのため、兩者は何らかの關聯性を持つと考えられる。この點に關して、渡邊氏は考察することがなく、馬忠文氏は「相輔相成」、すなわち相互に補完するものであったと述べる。大體において、筆者は馬忠文氏の指摘を妥當なものと考ええる。だが、馬忠文氏は巡防處がいったい何を契機として設置されたものなのか、その具體的な原因を述べていない。故に、督辦軍務處と巡防處の關係が「相輔相成」との概括的な指摘にとどまっているのである。

そこで本稿では、巡防處の設置の契機について考察を行う。このように巡防處を論じることにより、相互に補完する機關であった督辦軍務處の實態や役割がより明確になるだろう。

そして、この督辦軍務處の實態を説明することは、朝廷の側から見た「督撫專政」が如何なるものであったのかを理解することに繋がると思われる。先にも述べたように、督辦軍務處の設置は、勇營が直隸省に「雲集」してきた中のことである。その勇營こそ、「督撫專政」の基盤であった。一方で、その場所となる直隸省は、朝廷にとって「根本重地」である首都北京を擁する。故に、朝廷の「督撫專政」に對する意思が最も強く表されていると考えられるためである。

## 第一章 指揮統一の要請

督辦軍務處の設置は、一八九四年一月二日のことである。そこで本章では先學の成果に依據し、督辦軍務處の設置に至るまでの朝廷内部の動向について述べることにする。

清朝において政策決定の中樞は數名の大臣を擁する軍機處であった。日清戦争の直前における軍機大臣は、禮親王や孫

毓汶、徐用儀、許庚身といった后黨である。軍機處がこのような構成となったのは、清佛戦争時の甲申易樞に端を發する。甲申易樞とは、清佛戦争中の一八八四年四月に西太后が山西・北寧での敗戦を口實に起こした政變であった。この政變により西太后は、軍機處と總理衙門の首班であった恭親王を罷免し、軍機處は后黨を中心に構成されることとなる。<sup>9)</sup> こうした状況に不満を募らせたのが清議派官僚であった。<sup>10)</sup>

やがて朝鮮を巡る日本との外交交渉が行われていく中で、先述のように朝廷内の議論は主戦、開戦回避へと二分されていった。一八八七年より親政を開始した光緒帝は、戸部尙書翁同龢と禮部尙書李鴻藻、そして清議派官僚と共に主戦論を唱えた。一方、一八九四年一月に自身の還曆祝典の開催を控える西太后や李鴻章は回避論者であった。當時、天津にあった李鴻章は直隸總督兼北洋大臣として、直隸省の他に山東や盛京の「沿海要地」を所管し、同地における淮軍、北洋海軍を統括していた。更には日本をはじめとして諸外國との外交の實務にあたっていた。<sup>11)</sup>

やがて一八九四年七月一日には、日本側より第二次絶交書が發せられる。<sup>12)</sup> これを受けた朝廷では、主戦論に立つ光緒帝が自身の意向を政策決定に反映させるため、翁同龢と李鴻藻を總理衙門と軍機處の合同會議に参加させた。だが光緒帝の意向にも関わらず、總理衙門と軍機處は開戦を躊躇した。また、李鴻章も諸外國の調停を望み、淮軍の大規模な派兵には踏み切らなかつた。結果的に、朝廷は「和戦」のいずれにも態度を決することが出来なかつた。<sup>13)</sup>

こうした中で、七月二五日の豊島沖の海戦、二九日の成歡、牙山の戦いが行われ、八月一日には日清兩國による宣戦布告がなされた。そして九月一六日の平壤の戦いに敗北した清軍は朝鮮半島より一掃され、盛京地方への撤退を餘儀なくされた。一聯の戦況の中で、李鴻章は「奉天は地廣く兵單にて、臣處と相距つること遠きに過ぐ、且つ將軍及び練兵大臣の駐紮せる處爲れば、所有る一切の調度、未だ遙制するに便ならず、應に重臣を特簡して督辦せしめ、以て調遣に便にして責成を専らにするを請ふべし」との上奏を行い、指揮系統を統一するために「重臣」の派遣を求めた。<sup>14)</sup>

これを受けた朝廷では、盛京地方の防衛について、當時四川提督であり毅軍（豫軍）を率いていた宋慶を「幫辦大臣」

「幫辦北洋軍務」として九連城に派遣し、東三省練兵大臣定安、盛京將軍裕祿との「合力籌防」を命じる。また李鴻章に對し、北洋の防衛に「責の旁貸する無し」とする一方で、盛京地方についても「應に統籌兼顧して稍も諉卸有るを得ざるべし」と命じた。<sup>15</sup> このような動きからもわかるように、前線における指揮系統は李鴻章の上奏を経た後も依然として統一されなかった。<sup>16</sup>

一方、前線の状況について、朝廷ではかつて太平天國や捻軍などに對し「戡定の功」がある恭親王の再登用を求める聲が起こる。これらは主に清議派官僚より提案されたもので、全軍の指揮權を恭親王へと一本化することを求めている。こうした清議派の要請が起こる中で、やがて南書房行走の李文田、陸寶忠、張百熙らも恭親王の再登用を求める上奏を行った。これに翁同龢も同調し、恭親王の再登用を西太后に求めるよう述べた上奏を行う。更に陸寶忠らは吏部尚書徐桐に働きかけて上奏を行わせたほか、文廷式や張謇といった清議派もこれに同調した。その結果、西太后は九月二十九日に「著して管理總理各國事務衙門事務とし、並びに總理海軍事務に添派し、軍務を會同辦理せしむ」との懿旨を發するに至った。<sup>17</sup>  
 だが、これは軍機處での再登用を述べたものではない。更に、當時の總理衙門は甲申易樞以來、后黨が多くを占めており、海軍衙門もその設置以來、李鴻章が實務を擔っていた。<sup>19</sup> そのため、懿旨が下された後も張謇などの清議派は、引き續き恭親王の軍機處への再登用を求めた。<sup>20</sup>

やがて一〇月に日本軍は鴨綠江を渡河し、更に同月末には盛京地方の九連城を攻略するなど、戰場は清の領域内へと擴大した。この戦況下で、一〇月三十一日には翁同龢が「京師殆危の情形」を光緒帝に述べる。<sup>21</sup> また翌日の十一月一日には、歩軍統領として北京の治安維持を擔っていた榮祿が、軍務を親王に「專理」させるよう求めた上奏を行った。<sup>22</sup> そして慶親王は「恭親王に宜しく軍務を督辦せしめよ」と「力陳」した。<sup>23</sup>

しかし、西太后は依然として恭親王を敵視し、軍機處への復職には難色を示す。そこで「辦理軍務的權力」を恭親王に付與しながらも、軍機處以外での登用が摸索された。<sup>24</sup> その結果、十一月二日には、恭親王を首班とし、慶親王（后黨）、

翁同龢（帝黨）、李鴻藻（帝黨）、榮祿（后黨）、長麟（帝黨）を構成員とする督辦軍務處が新設されることとなった。また、同日には巡防處も設置されたが、その構成員は督辦軍務處と全く同じものであった。<sup>(25)</sup>

## 第二章 巡防處

前章では先學の成果に依據して、主に朝廷内部の動向から督辦軍務處の設置に至る経緯を述べた。そこでは西太后と恭親王の政争が、設置の主な要因とされている。

だが、ここで注意したいのは、督辦軍務處が設置される直前において「京師殆危の情形」が強調されている点である。

この点について、榮祿は先の上奏で「未だ畿輔を固めずして能く戰を言ふ者有らざるなり」と上奏に至った理由を述べ、更に「擬して請ふらくは：特に王大臣を簡びて巡防處を設立し、軍務を專理せしめ、以て責成を専らにするを」としている。<sup>(26)</sup> ここで言及された巡防處とは、北京に危機が迫る中で従來の歩軍統領による治安維持を強化するため、臨時に設置されるものであった。その設置の際には、王大臣が中心となり指揮系統が整えられた。そして榮祿も述べるように、巡防處はこれまでに二度の先例があった。一八五三年の太平天國による北伐と一八六八年の捻軍の直隸省への侵入である。<sup>(27)</sup>

この巡防處については、榮祿以外にも翁同龢や禮親王、慶親王も設置を求めている。<sup>(28)</sup> いずれも、先述のような北京の安全保障が意識される中で行われたものであった。<sup>(29)</sup>

ただ残念ながら、巡防處に關しては設置以後の動向を示す史料が極めて少なく、その實態などは不明である。<sup>(30)</sup> しかし、以後の経緯がどうであれ、設置に際し朝廷は督辦軍務處と巡防處を區別した。そのため、この兩者に期待された役割は異なったものであったと考えられる。では日本軍の來襲を危ぶむ中で、朝廷は具體的に何を北京の目下の脅威とし、巡防處の設置に踏み切ったのだろうか。これには、その設置を求めた榮祿の動向が手掛かりとなる。

榮祿は歩軍統領となる前には西安將軍であった。だが先述の西太后の還曆祝典に参加するために來京を命じられ、一八

九四年一〇月一〇日より北京に滞在していた。<sup>(31)</sup> やがて榮祿は一〇月二七日に歩軍統領に任命され、その直後の十一月一日に先の上奏を行い、翌日に巡防處が設置された。このような時系列に鑑みれば、榮祿の歩軍統領就任と巡防處の設置は一聯のものであったといえよう。そしてこの榮祿の歩軍統領就任のきっかけこそ、朝廷が目下の脅威とみなしたものであったと考えられる。<sup>(32)</sup>

これより先、八月初めの開戦を契機として、朝廷は北京の治安維持の強化を歩軍統領衙門及び順天府、五城御史に命じた。その内容は保甲や門牌の徹底であった。<sup>(33)</sup> このような中で、一人の日本人スパイが天津で摘發された。この事件は石川案といわれるもので、摘發されたスパイの名は石川伍一という。石川は、八月四日に天津城外の紫竹林にあるアメリカ租界から城内に入ったところを拘束された。以前より買収していた天津軍械局書辦、劉棻の家へと向かう途次であった。その後、石川と劉棻は天津知縣李振鵬による取り調べを受ける。<sup>(34)</sup>

だが當初、天津の李鴻章はこれを朝廷に報告しなかった。朝廷がこの事件を關知したのは、八月一三日に吏科給事中余聯沅が行った上奏によってであった。余聯沅は「又聞くならず天津の占有せる倭人の奸細、炸薬を用ひて火薬局を轟するを擬するを供出す、竝びに京城内に奸細亦た少なからずと供せる等の語あり。：誠に詭謀の測り叵きを以て、加意嚴防せざるべからず、此れの炸薬を用ふるを擬するは尤も凶狼に屬するに似たり」と述べている。<sup>(35)</sup>

このような李鴻章の姿勢や、更に劉棻が、李鴻章の甥である天津軍械局總辦候補道張士珩の下での胥吏であったことから、<sup>(36)</sup> 事件は複雑化の様相を呈した。朝廷内の清議派官僚や對日主戰論者がこれにより李鴻章を糾弾したのである。<sup>(37)</sup> 以後、この事件は李鴻章の弾劾と張士珩の處罰を中心に展開される。だが、ここで看過してはならないのが、余聯沅も「尤も凶狼に屬するに似たり」と警戒を露わにした、石川による火薬局の爆破計劃である。<sup>(38)</sup>

余聯沅の上奏を受けた朝廷は、歩軍統領衙門や五城御史に「形迹疑ふべきの人」を捕縛し、北京の治安を強化しよう命じた。<sup>(39)</sup> また、總理衙門も李鴻章に宛てた電報の中で火薬局の爆破計劃の有無を尋ねている。<sup>(40)</sup> ここからは、朝廷が石川案



の中でも特に火薬局の爆破計画について注意を拂っていたことがわかる。

こうした朝廷の姿勢を見越したものと思われるが、清議派官僚などは爆破計画に對する李鴻章の姿勢を挙げ、これを糾弾している。<sup>(41)</sup> これらを受け、朝廷も爆破計画について更に詳細な調査を行うよう李鴻章に命じた。<sup>(42)</sup>

朝廷がこのように爆破計画を重大視したのは、同様の事件が北京で行われることへの危惧があった。例えば工部尚書懷塔布は「現倭夷構畔の際に値たりて、奸宄を盤詰すること尤も當務の急たり、天津等の處曾經<sup>かつ</sup>て薙髮改装の倭人を拿獲すること多名なるを風聞せば、則ち京師地面は五方雜處なれば、亦た其の必ず無きを保し難し、況や火薬局は軍火を存儲せる重地たれば、尤も加意防範せざる能はず」と述べている。<sup>(43)</sup>

このような中で、翰林院編修張百熙が「京督は地廣く人稠なれば、尤も奸細を伏藏するに易し；惟だ思ふらくは歩軍統領平日已に事緊要に關り、目前尤も係る所は輕きに非ず。大學士福錕部務の外、差使繁多なりて、重ぬるに慶典の要差を以てせば、尤も日に給するに暇あらざる爲り、責するに奸細を訪拏するの重務を以てせば、精力實に處らくは逮ばず」として、現職の歩軍統領福錕の交代を求めた。<sup>(44)</sup> ここで「責するに奸細を訪拏するの重務を以てせば」とあることから、張百熙の上奏は日本人スパイの活動を念頭に置いたものと思われる。

この要請に對し、軍機處は交代に言及することはなかった。だが、その後にも北京では日本人工作員や、日本との内通者の存在が報告されており、やがて一〇月末に「福錕差使較多し」との理由から、歩軍統領を榮祿に交代する上諭が下された。<sup>(45)</sup>

このような経緯からも明らかのように、當時の北京では、日本人スパイの存在や、それによる破壊活動の可能性が危惧されていた。これらが、朝廷が目下の脅威とみなし、榮祿の歩軍統領就任のきっかけとなったものであった。やがて「京師始危の情形」が近づく中で、このような脅威が榮祿や朝廷に再認識され、巡防處の設置に至ったものと考えられるのである。<sup>(46)</sup>

### 第三章 督辦軍務處の理想と現實

#### (一) 設置の前提

前章では、北京での日本人スパイの活動に對する朝廷の恐怖が、巡防處設置の背景にあつたことを述べた。では同日に設置された督辦軍務處は、何に對するものだったのだろうか。

督辦軍務處は、その設置時の経過や「軍務を督辦する」との名稱から、軍務全般の統轄を擔つたもののように見える。江南道監察御史鍾德祥が「此れ全局の一大轉機なり」と述べたように、こうした見方は設置を後押しした清議派官僚に顯著であつた。<sup>(47)</sup>

督辦軍務處の具體的な働きとして、例えば志銳は先に自身が推舉し、旅順を守備していた淮軍の將官、衛汝成について「：該員募る所の淮勇未だ得力なる能はず、且つ缺額頗<sup>や</sup>多し」と述べる。その上で「竝びに請ふらくは督辦軍務王大臣に飭令し、即ちに該員を將て撤退して統帶を更換せしめ、以て事機を貽誤するを免れんことを」とする。だが、この要請に應じ、督辦軍務處が淮軍の將官の人事に介入することはなかつた。やがて、一月二日には旅順が陥落した。その際に、逃走を疑われた衛汝成の調査、捕縛を命じられたのは李鴻章であつた。<sup>(48)</sup> また後には、左庶子戴鴻慈も「賞罰章程」の作成を督辦軍務處に求めている。だが、これに對しても督辦軍務處はその求めに應じていない。<sup>(49)</sup>

實際の指揮に關しては、國子監司業瑞洵が慶親王の出馬を求めた。瑞洵は、天津、大沽一帯に慶親王を駐屯させ、朝廷内の督辦軍務處にある恭親王と「内外相輔けて遙かより制し近きより監し、共に旋斡を圖」るよう述べている。<sup>(50)</sup> これは、恭親王や慶親王という督辦軍務處の首班と次席による指揮系統の統一、強化を求めたものであつた。しかし、慶親王の出馬や督辦軍務處による指揮などは行われなかつた。

督辦軍務處が指揮などの軍務を統括していなかったことは、兩江總督劉坤一の登用に明示されている。

旅順が陥落すると、朝廷は一二月末に上諭を發し、劉坤一を欽差大臣に任じて長城内外の諸軍に對する指揮權を付與した。淮軍が敗退を重ねる中で、湘軍を率いた劉坤一を起用し、その下に指揮系統を統一しようというのである。<sup>(51)</sup>

しかし、直後に劉坤一はその撤回を求める上奏を行った。そこでは「擬して請ふらくは旨もて臣を將つて督辦軍務處に交し、恭親王等に隨同して軍務を辦理せしめ、抑も或いは湘軍二三十營を指撥して臣の統帶に歸し、前敵に馳赴せしめ、一路の師に當たら」せるようにと述べられている。欽差大臣への起用の代替案として、劉坤一は督辦軍務處の指揮下での自身の登用を求めたのであった。<sup>(52)</sup>

だが、朝廷はこれをただちに却下した。そして、改めて劉坤一を欽差大臣とし、その下に指揮系統を統一することを定める。これを受けた劉坤一は「竝びに隨時咨もて督辦軍務王大臣に商り妥慎に辦理」する意向を示し、榆關（山海關）に向かった。<sup>(53)</sup> 以上のような朝廷の姿勢からは、積極的に督辦軍務處の下に指揮系統を統一しようとする動きは見られない。

ここで、督辦軍務處の實態を探る手掛かりとして、設置を宣言した上諭を見てみたい。ここでは「現在畿輔に大兵の雲集せば、著して恭親王を派して軍務を督辦せしむ、所有る各路の統兵大員は、均節制に歸し、如し號令に遵はざる者有れば、即ちに軍法を以て從事せよ」と述べられている。<sup>(54)</sup> ここで注目すべきは「畿輔に大兵の雲集」した状況と「號令に遵はざる者」の存在が共に前提とされている點である。

「はじめに」でも觸れたが、當時の畿輔、すなわち直隸省では、前線への増派と日本軍の來襲に備えるために各省より勇營が集結していた。一八九四年八月の宣戰布告から督辦軍務處が設置される直前の同年一〇月末まで、その概數は三萬から四萬人に及ぶ。それらは主に江蘇省、河南省、山東省からのものや、湖南省の湘軍、貴州省の黔軍などであった。<sup>(55)</sup> 總じて、これら勇營は規律が備わらず、各地で治安の悪化を招いた。<sup>(56)</sup> こうした勇營の集結した直隸省が「大兵の雲集」と形容され、督辦軍務處設置の前提となっていたのである。

(二) 勇營への監視

次に、もう一方の前提である「號令に遵はざる者」の存在について、以下に督辦軍務處が關與した具體的な事例を挙げ、述べてみたい。

その一つとして、まず甘肅肅州鎮總兵田在田への彈劾が擧げられる。各省より勇營が直隸省に集う中で、北京へ來ることを命じられた田在田は、その途次に山東省で勇營を組織することを命じられる。そこで田在田は六營を募り、天津から通州へと移動した。<sup>(57)</sup>

このように通州に駐留するようになった田在田だが、やがて彼に對する彈劾が相次いで行われる。この彈劾の一つとして丁立鈞らにより行われたものがある。ここでは「竊かに査するに該員の軍を成すこと太だ速ければ、招く所は至つて濫にして、梟徒土匪其の中に雜廁せば、事有りては倚りて干城と作し難く、事無きも恐らくは徒らに騷擾を滋さん。…輦轂の下、須らく非常に備ふべきなれば、宜しく他處に調紮し、另に素より紀律有るの軍を擇び通州に駐紮せしめて妥と爲すべきに似たり」と述べられている。<sup>(58)</sup>

こうした一聯の彈劾を受け、朝廷は田在田の勇營による治安の悪化などについて、調査を恭親王、すなわち督辦軍務處に命じた。<sup>(59)</sup> やがてこれらを経て、田在田を肅州鎮總兵の本任に復し、その勇營を甘肅提督李培榮に引き繼がせることが決定される。當時、李培榮は督辦軍務處での「差遣」を命じられた者であった。<sup>(60)</sup>

やがて、この李培榮も彈劾、處罰を受ける。まず、一八九五年一月一三日に「…提督李培榮、素性傲惰にて、軍事を理めず」との上奏が行われると、續く一月一九日には李培榮の軍費横領や越權行爲などに對し彈劾が行われた。そしてそれらの調査は劉坤一に命じられた。<sup>(61)</sup> だがその間の一月一八日には「營勇搶銀して滋事す、請ふらくは未だ彈壓する能はざるの營哨統轄の各官を將て分別に懲處されんことを」として、李培榮以下、その勇營内の各官を處罰するよう督辦軍務處が

求めている。そしてこれはただちに裁可された。<sup>(62)</sup>

その後、劉坤一は調査結果を報告した。そこでは、李培榮の各行爲にはやむを得ない事情があるものの、「專閫大員」であるが故に責任を免れないとした上で「且つ該營勇に鼓譟搶餉の案有り、呈ありて督辦處王大臣の奏請を経て該提督及び各營官を將て分別に革職議處せば、則ち李培榮の該營を撫馭する能はざることを知るべし」と述べられている。<sup>(63)</sup> ここからは劉坤一が李培榮を處分する際に、督辦軍務處による先の處罰要請を重視していたことがわかる。これらにより李培榮は革職留任との處分を受け、甘肅提督の本任に復した。そして、その勇營は九江鎮總兵宋朝儒の下に移された。<sup>(64)</sup>

こうした督辦軍務處の勇營に對する關與は甘軍に對しても行われた。甘軍とは喀什噶爾提督董福祥に率いられていた勇營である。これは直隸省、山東省一帯で召募された勇と甘肅省からの勇により構成されていた。そして、當時、張家灣にあった前湖北提督程文炳の勇營と共に、「近畿に防を設け」るため、河西務に駐屯していた。張家灣は通州附近にあり、河西務は天津より北京への途次にあたる。これらの駐屯は、榮祿の上奏に基づいて行われたものであった。<sup>(65)</sup>

この甘軍について、一八九五年四月に張仲忻が「將士不和なり」とする上奏を行う。そこで朝廷はこの調査を督辦軍務處に命じた。これを受けた督辦軍務處は「營官董陽春、屢ば指摘を被れば、剋扣の確據無しと雖も、究に營官の任に勝へず。唐鳳輝要件を查辦するに於いて、前後其の説を反覆し、迹は搖惑なるに近く、亦た營務處の任に勝へ難し。請ふらくは該總兵唐鳳輝、副將董陽春を將て均即ち撤差離營せしめ、以て別に事端を生ずるを免れんことを」との報告を行った。ここで、横領の證據が無かつたにも関わらず董陽春を解任し、更には調査報告が不明瞭であつたとして唐鳳輝へも同様の處分を行うよう督辦軍務處は求めている。そしてこれは裁可された。<sup>(66)</sup>

だが、こうした督辦軍務處による積極的、厳格な關與や監視は、當時動員されていた全ての勇營を對象として行われたものではなかつた。早くは、督辦軍務處が設置された直後の一八九四年一月二〇日には「各路統兵大員」に對し、麾下の部隊の監視や處罰を嚴格に行うことが命じられている。<sup>(67)</sup>

また、李培榮への處罰が行われていたと同じ一月には、直隸と山東の治安が「大兵雲集」により悪化しているとして、朝廷は関係者の處罰や治安の回復、維持を「各路統兵大臣」と直隸總督、山東巡撫に命じた。<sup>68</sup>更に、甘軍に對する處分と同じ四月には、營口より退却し天津にあった記名提督蔣希夷の勇營が天津で暴動を起こした。これは給與未拂いに端を發するものであった。だが、その調査等は署直隸總督王文韶が行っており、督辦軍務處が關與した形跡はない。<sup>69</sup>

このような朝廷や督辦軍務處の各勇營に對する姿勢の違いは、その駐屯地に起因していた。田在田、李培榮、甘軍はいずれも通州、河西務といった地域にあり、「京東に駐紮して近畿を保衛」する軍と位置づけられていた。<sup>70</sup>だが「保衛」のため附近にあるが故に、これらの軍の動向は北京の安全に直結するものでもあった。そこで、上述のような積極的な關與が行われたものと考えられる。このように見れば、北京の治安維持のため、その周邊にある勇營が「號令に遵はざる者」とならないように監視することが、督辦軍務處の主たる役割であったといえよう。

#### 第四章 戦後の防衛體制再編

その後も清朝は敗退を續け、やがて日清兩國は講和交渉を行う。そして一八九五年三月末には休戰條約が、四月中旬には下關條約が締結され、日清戦争は終結した。しかし、戦争の終結と共に、六月には「雲集」した勇營の今後が論じられるようになる。

まず、總理東征糧臺として兵站を擔っていた廣西按察使胡燏棻が兵勇の解散を上奏した。それは主に「經費を節す」るためのものであった。だが、その同日に劉坤一も翁同龢に「第だ須らく分投安置せば、相聚まりて非を爲すを免るるに庶かるべし」と述べているように、治安上の觀點もあつたものと考えられる。<sup>71</sup>やがて、これらを受けて督辦軍務處も戦後における兵勇の整理及び直隸省の防衛について上奏を行った。

上奏では、督辦軍務處は「關内外共四百餘營」について「留（殘留）」「裁（解散）」「併（合併）」の三種の方針で臨むこ

とを述べている。これを受けた朝廷は、その方針に基づき兵勇の整理を行うよう劉坤一に命じた。<sup>(72)</sup>劉坤一は、まず自身が直接に指揮していた兵勇の解散を行い、それ以外については「淮軍尙多し」との理由から、王文韶や李鴻章との協議を経た上で着手する意向を示した。<sup>(73)</sup>

やがて劉坤一による上奏が行われた。ここでは、淮軍に關して、長城内外にある淮軍を再編しておよそ五〇營とし、當時蘆臺に駐屯していた淮軍の將官、直隸提督聶士成の指揮下に置くことが具申された。一方、同じく従軍していた湘軍については、およそ九〇營が現存するものの、これらを全て解散、歸郷させる旨が述べられている。湘軍の解散について、湘軍の各指揮官が「分位相等しく、指揮權を統一することが困難であることや、勇が北方の風土に適さずに病氣や逃亡の恐れがあることが擧げられている。そして長城外については宋慶の豫軍を盛京地方の錦州に駐屯させることが示された。<sup>(74)</sup>こうした構想の背景について、劉坤一は李鴻章や王文韶に宛てた書簡で「淮軍總統の直隸提督聶軍門の如きは、勇略なこと諸將の冠爲り、關津は皆直隸提督の所轄なれば、應に即ちに關津の防務を以て該提督一人に責成すべし、…再に登州鎮章高元、永州鎮賈起盛、前臺灣鎮吳宏洛の三軍を以て之に隸せしめ、…以て其の力を厚く、而して其の權を重くす」と述べている。<sup>(75)</sup>

更に劉坤一は、先の上奏で「廣西臬司胡燏棻練する所の定武軍に至りては、已に純熟なるに臻らば、應に何永盛、王得勝、周蘭亭等の礮隊と、俱に北洋大臣の親兵と爲すべし」と述べる。この定武軍とは、當時胡燏棻が督辦軍務處の下、天津で編成していた軍である。これは朝廷に直屬する軍と位置附けられていた。<sup>(76)</sup>だが、劉坤一はそれを北洋大臣の直屬とすることを具申したのである。このように見れば、戦後の直隸省について、劉坤一はその防衛の主體を淮軍とすることを意圖していたといえる。

朝廷は督辦軍務處にこの劉坤一の上奏を検討するよう命じた。だが、督辦軍務處が検討の結果を上奏するまで、直隸省における軍の再編に關していくつかの意見が述べられている。

それは、王鵬運、余聯沅、戴鴻慈、丁立鈞らが各々上奏したものであった。當時、これらの清議派官僚は講和に反対し、敗戦を齎したとして李鴻章への弾劾を盛んに行っていた。そのため、軍の再編に關する上奏も、その趣旨は李鴻章への弾劾や牽制にある。だが、管見の限りにおいて、劉坤一の上奏を受けて行われた上奏で、同様のものが他に見られないことから、これらの上奏は検討に値するものと思われる。<sup>(77)</sup>

上奏において、王鵬運、戴鴻慈、丁立鈞は、講和が成立するも未だに日本軍による威海衛や遼東半島の占領が續き、直隸省が依然として危機的な状況にあることを指摘する。また、戴鴻慈は、その上で淮軍以外の軍を解散すれば、それらの軍の再結集が困難であることを述べている。

更に余聯沅は、李鴻章について「司馬昭の心、路人皆之を知る」と喩え、その野心を指摘する。そして、劉坤一や王文韶を李鴻章におもねる者と糾弾し、その上奏に従えば、淮軍が直隸省に分布して李鴻章はますます專横を極め、「…朝廷立ちどころに其の孤危なるを見はし、後患言ふに勝ふべからず」と述べる。そこで余聯沅は湘軍、淮軍、豫軍の併用を求めている。<sup>(78)</sup>

また、余聯沅は胡燏棻についても動向を警戒している。そして「胡燏棻素日より李鴻章に諂附す、而して又隱かに將來の北洋を以て自任せり。聞くならく其の甘言を以て吳宏洛を誘致し、而して以て異日の用に收むるを冀ふと。此れ其の心の測り叵きは、直に李鴻章と等し」と述べる。

やがて督辦軍務處が上奏を行った。<sup>(79)</sup> ここでは、湘軍や淮軍以外の勇營に關して、劉坤一の上奏通りに解散させることが述べられている。だが湘軍については「湘軍水土未だ宜しからずと雖も、然れども遠道徵調して來らば、豈に全て裁撤を行ふべきや」として解散を認めていない。そして、江西藩司魏光燾の率いる湘軍三〇營を山海關に置き、聶士成の指揮する三〇營を天津、大沽一帯に駐屯させること、また、宋慶は三〇營を率い錦州に駐屯することなどが述べられた。

また胡燏棻と定武軍に關して、督辦軍務處は「各礮臺の守兵、親軍營の礮隊に至りては、應に北洋大臣の調遣に歸すべ



き者は議裁の列に在らず」とするのみである。ここで督辦軍務處は定武軍の處遇について言及を避けた。これは定武軍が北洋大臣の直屬となることを拒否したものと見える。そしてこの督辦軍務處の上奏は裁可された。<sup>(80)</sup>

結果として、直隸省には淮軍と湘軍が併存することになった。そして錦州には豫軍が駐留した。また、定武軍と胡燏棻に關しても、この約五箇月後には新建陸軍と改稱し、當時督辦軍務處に異動していた袁世凱が胡燏棻に代わってその管理を行うこととなる。<sup>(81)</sup>このように見ると、督辦軍務處による上奏は余聯沅などの影響を大きく受けたものであり、北洋大臣及び淮軍への牽制を意圖していたものと考えられる。

兵勇の整理や直隸省防衛の方針が定められていく中で、甘肅省ではムスリム同士の争いに端を發する暴動が生じた。これは河湟事變と稱される。<sup>(82)</sup>一八九五年五月、これに際會した陝甘總督楊昌濬の再三の要請により、朝廷は董福祥と甘軍を甘肅省に派遣する。<sup>(83)</sup>

先述のように、朝廷は河西務を北京防衛の要と見なしていた。そのため甘軍が甘肅省へと赴くと、ただちに直隸省にある湘軍の一部隊、高州鎮總兵余虎恩の率いる虎字營に河西務への移動を命じた。その際には「絲毫も騷擾を准さず」と、治安の悪化を防ぐよう嚴命している。<sup>(84)</sup>しかし、やがて一八九六年三月に、朝廷は「平日の紀律嚴ならず、今復た剋扣、抑勒の情事有り」として、余虎恩の調査と虎字營の解散を王文韶に命じる。<sup>(85)</sup>解散について「頗や法の如からず」と王文韶は述べるが、この間の事情を彼は逐次、督辦軍務處に報告を行っている。<sup>(86)</sup>これらの事例からも、朝廷や督辦軍務處が北京近郊の勇營の動向に對し、特に警戒を拂っていたことがわかる。

ところで甘軍を派遣しても河湟事變は終息しなかった。そこで朝廷は、先の督辦軍務處の上奏により湘軍を率いて山海關にあつた魏光燾の派遣を決定する。魏光燾が派遣された後に、山海關の湘軍は江西布政使陳湜の指揮下に引き繼がれた。だが、やがて陳湜が在職中に死去したことで、直隸省の湘軍の解散が決定される。<sup>(87)</sup>こうして直隸省における湘軍と淮軍の併用は終わりを告げた。<sup>(88)</sup>直隸省の防衛體制は日清戦争以前の淮軍を主力としたものへと回歸することとなる。

このような中で、軍費を理由に、督辦軍務處は王文韶に北洋の淮軍の削減を命じた。そこでは、聶士成の三〇營を除く淮軍二八營を、二二營とすることとしている。王文韶はこれに難色を示したものの、一營の人数を減らすことなどを行い、聶士成の三〇營を含め、總計五五營とすることで應じた。<sup>(89)</sup>

また一八九六年五月には、軍費の横領と治安の悪化を招いているとして御史胡景桂が袁世凱への弾劾を行った。朝廷はこの調査を榮祿に命じた。

調査を行った榮祿は、弾劾が事實無根だと述べた。しかし、一方で榮祿は袁世凱を指揮し、教導することの必要性を訴える。そして、その擔い手について「督辦軍務處原より暫局に係らば、恐らくは未だ久設なる能はず。査するに督臣王文韶は公忠なること夙に著しく、資望最も深く、且つ近きこと咫尺に在りて、考覈するに便なれば、該道の新建陸軍を將て該督の節制に統歸すべきや否や」と述べている。<sup>(90)</sup>

榮祿は自身が屬する督辦軍務處を暫定的な機關と見なした。そのため新建陸軍を王文韶の管轄下に移管しようとしたのであった。

榮祿の提案に對し、朝廷は「王文韶近く天津に在れば、該道必ず應に隨時稟商して辦理すべく、該督も亦た當に近きに就きて認真に考察すべし」と述べるにとどまった。だが、翌年には袁世凱について「著して仍ほ督辦軍務王大臣の節制に歸せしむ」と明言している。<sup>(91)</sup>

これらからは、新建陸軍がなお督辦軍務處の指揮下にあり、榮祿の提案が却下されていたことがわかる。また、朝廷が督辦軍務處を暫定的な機關と見なしていなかったことも看取される。

河湟事變を経て、直隸省の防衛體制は變更を加えられていった。だが、朝廷と督辦軍務處による、淮軍と直隸總督兼北洋大臣への警戒や監視は變わることがなかったのである。

## おわりに

日清戦争に際し、朝廷は各省より勇營の「北上」を命じた。その結果、直隸省は「大兵雲集」という状況に至る。だが、當時の勇營は規律が亂れ、ややもすれば治安を悪化させかねない存在でもあった。そして治安の悪化は新たな紛争などを引き起こしかねない。しかしながら、日本軍に對する上では勇營の「北上」が不可欠であった。このようなジレンマに當時の朝廷は直面していた。また、同時期に天津で發覺した日本人スパイの存在は、朝廷に北京の治安を危惧させるものであった。

そうした中で朝廷内では、相次ぐ敗戦に業を煮やした清議派官僚が中心となり、指揮系統の統一を求める聲が起こる。督辦軍務處の設置は、これらの求めと「大兵雲集」に對する治安維持を要した朝廷の意向との雙方を兩立させるものであったといえる。だがその實態は治安維持が主であり、指揮系統の統一など、軍務全般の統轄は二義的なものに過ぎなかった。<sup>(92)</sup>

巡防處の存在がそれを證明している。巡防處は督辦軍務處と同日に設置され、その構成員も重複していた。この巡防處が設置された背景には、日本人スパイの活動に對し北京城内の治安維持を強化するということがあった。一方で督辦軍務處は北京城外の勇營を監視した。いわば、この両者は重複する構成員の下で、北京の内と外の治安維持を相互補完的に擔ったものであった。

その督辦軍務處が勇營を監視した地域が通州一帯である。この地域は北京の安全保障に直結するものであった。他方で、それ以外の地域では、督撫などを通じて勇營への指示が行われた。このように見るならば、「はじめに」で述べた階層構造から成る防衛體制は、日清戦争期の直隸省においても繼續していたことがわかる。その中心部は北京及び通州一帯である。そしてそれを取り巻く外周部は、長城附近から天津にかけての部分であった。長城附近は前線に接しており、天津は

「北上」した勇營や淮軍が集結した地域であった。更に附言すれば、天津は海路より日本軍の來襲があった際の前線ともなる。この階層構造には、勇營を基盤とした督撫への警戒が根底にあった。故に中心部では、朝廷は督撫などを介在させることなく、督辦軍務處を通じて勇營を監視したのである。

督辦軍務處とは、階層構造の中核をなし、外周部の勇營と相對する機關であった。そのため、日清戦争後も朝廷は督辦軍務處を「暫局」と見なさなかつたのである。換言すれば、督辦軍務處の存續は勇營とそれを基盤とする督撫の存在が前提にあつたともいえよう。やがて戊戌變法、政變を経て、朝廷（中央）が次第に督撫（地方）を介さない「トップダウン方式」を志向していく中で、督辦軍務處もその存在意義を失うこととなる。そして一八九八年六月には督辦軍務處の解散が行われた。<sup>95)</sup>

だが督辦軍務處が設置される原因ともなつた、朝廷の督撫や勇營に對する警戒は看過されるべきではない。これは「督撫專政」の始まり以來、日清戦争期に至るまで抱かれ續けたものであつた。このような警戒は清議派や帝黨はもとより、朝廷全體が有したものと思われる。そして、この警戒があればこそ、朝廷は天津の定武軍や新建陸軍の直轄に固執した。それは、やがて先述の階層構造を朝廷の側より崩壊させていくことに繋がっていく。

一八九九年には新建陸軍や淮軍などの直隸省の主要な勇營、更には錦州の豫軍が合併し、武衛軍と名を改めた。<sup>94)</sup>ここに中央は独自の武力を持ち、勇營を有する地方と「ほぼ同じ性格の權力體」となつたとされる。<sup>95)</sup>この武衛軍を創設、掌握したのは、當時軍機大臣となつていた榮祿であつた。榮祿はこれより先、督辦軍務處の解散と同時に直隸總督兼北洋大臣に轉任した。そして、その轉任と共に、新建陸軍の指揮が直隸總督の下へと移管されたのであつた。<sup>96)</sup>

本稿が示した日清戦争期における階層構造の繼續とその崩壊より見るならば、日清戦争後のこれら一聯の過程は、すでに「督撫專政」の當初より胚胎していたともいえよう。このように見れば、武衛軍とは單なる軍隊組織ではなく、督辦軍務處の後繼としての性格を有した組織であつたと考えられる。

以上を本稿におけるひとまずの展望とし、この間の軍制の變遷、武衛軍の詳細などについては、稿を改めて論じること  
としたい。

## 註

- (1) 「督撫專政」について、軍制などの面から述べた代表的なものとして以下を参照。羅爾綱『湘軍兵志』中華書局、一九八四年。同『中國近代兵爲將有的起源』鍾文典選編『羅爾綱文選』廣西師範大學出版社、一九九九年（初出は『中國社會經濟史集刊』第五卷第二期、一九三七年）。波多野善大『中國近代軍閥の研究』河出書房新社、一九七三年。以上は「督撫專政」を地方分權化とするものであるが、それを否定するものとして、王爾敏『淮軍志』中央研究院近代史研究所、一九六七年。
- (2) 拙稿「一八六〇年代における神機營について——清末の北京朝廷と地方督撫に關する一考察——」『史林』第九八卷第四號、二〇一五年。「一八六〇年代、清朝中央による首都防衛構想について——直隸練軍試論を兼ねて——」『東洋學報』第九九卷第四號、二〇一八年。
- (3) 例えば、田保橋潔『日清戰役外交史の研究』刀江書院、一九五一年。大坪慶之『日清講和にむけた光緒帝の政策決定と西太后』『史學雜誌』第一二三編第三號、二〇一四年。谷淵茂樹『日清開戦をめぐる李鴻章の朝鮮政策——李鴻章の朝鮮認識と日本——』『史學研究』第二五三號、二〇〇六年。石泉『甲午戰爭前後之晚清政局』生活・讀書・新知三聯書店、一九九七年。林子候『甲午戰爭前夕中日韓三國之動向』大人物書店、二〇〇一年。尙、この林子候氏の著書については一九九二年に同名のものが刊行された旨を仄聞するが、筆者は未見。林文仁『派系分合與晚清政治以『帝后黨爭』爲中心的探討』中國社會科學出版社、二〇〇五年。
- (4) 例えば『德宗實錄』卷三五、一〇頁、光緒二〇年一月戊申條、卷三五二、一五頁、光緒二〇年一月丙寅條、卷三五六、一四頁、光緒二〇年二月辛酉條。
- (5) 劉鳳翰『武衛軍』中央研究院近代史研究所、一九七八年、三八頁。田保橋潔、前掲書、三三三頁。
- (6) 王剛『甲午戰爭中的督辦軍務處——軍事歷史研究』二〇一七年第二期、二〇一七年。馬忠文『榮祿與晚清政局』社會科學文獻出版社、二〇一六年、九八—一〇〇、一三八—一五二頁。
- (7) 王剛、前掲論文、六二—六五頁。尙、九項目とは「對戰局：會商、向光緒帝提出：建議」「直接部署軍事」「對諭旨已經決定的軍務進行監督、督促」「議奏、代奏中下級官員

條陳」「查看被保舉官員」「接收各地軍情奏報」「管理近畿糧臺」「辦理京師巡防事務」「直接節制董福祥部等三支大軍」である。この九項目や「執行權」「監督權」については、王剛氏も認めるように事例に乏しく、また、限定的或いは不完全なものであった。

- (8) 馬忠文、前掲書、一〇二〜一〇三頁。渡邊修「清代の歩軍統領衙門について」『史苑』第四一卷第一號、一九八一年。

- (9) 恭親王と西太后は共に、咸豐帝歿後の一八六一年にクーデターを起こし政權を掌握した。だが、やがて西太后は朝廷内における恭親王の勢力の擴大を好まなくなり、しばしばその罷免を試みる。この狀況が甲申易樞へと繋がった。甲申易樞で西太后は、恭親王、翁同龢、李鴻藻を含めた全ての軍機大臣と四名の總理衙門大臣を罷免した(坂野正高『近代中國政治外交史』東京大學出版會、一九八二年第二刷、三五七頁。孔祥吉「甲申易樞與中法戰爭」『晚清史探微』巴蜀書社、二〇〇一年、三一六〜三三五頁)。

- (10) 當時の清議派官僚については、例えば市古宙三「日清戦時中國の主戦論」『近代中國の政治と社會(増補版)』東京大學出版會、一九七七年(初出は一九五五年)を参照。

- (11) 田保橋、前掲書、二九三、三六三〜三六五頁。

- (12) 第二次絶交書を當時の外務大臣陸奥宗光は最後通牒と見なしたという。そしてこれにより總理衙門は態度を硬化させた(田保橋『近代日鮮關係の研究(下巻)』朝鮮總督府中樞院、一九四〇年、四〇九〜四一〇頁。古結諒子「日

清戦争における日本外交 東アジアをめぐる國際關係の變容」名古屋大學出版會、二〇一六年、三三、一〇五頁)。

- (13) このような當時の清朝内部の動向については、田保橋、前掲『日清戦役外交史の研究』、第一部第六章。坂野、前掲書、四〇〇〜四〇二頁。

- (14) 『清光緒朝中日交渉史料(以下、中日交渉)』卷二〇(一六三〇)「直隸總督李鴻章奏軍事緊急情形摺」光緒二〇年八月二〇日。

- (15) 『中日交渉』卷二〇(一六三五)「軍機處寄北洋大臣李鴻章上諭」(一六三七)「軍機處電寄李鴻章諭旨」光緒二〇年八月二日。宋慶は同治年間に殺軍を組織して捻軍などと戦い、光緒年間には北洋大臣李鴻章の下で旅順に駐屯していた。殺軍は河南省で組織された勇營であるため、豫軍とも稱された。宋慶の傳記は『清史稿』卷四六一、列傳二四八を参照。

- (16) 定安、裕祿はもとより、北洋に屬さない黒龍江においても、同地のトップである黒龍江將軍は宋慶や李鴻章の指揮を受けず、獨立していた(田保橋、前掲『日清戦役外交史の研究』、三四七頁)。このような指揮系統の在り方は、日清戦争以前からのものであった。塚瀬進氏はこのような指揮系統について「複數化」と指摘している(塚瀬進「マンチュリア史研究——「滿洲」六〇〇年の社會變容——」吉川弘文館、二〇一四年、一五〇〜一五一頁)。

- (17) 戚其章主編『中國近代史資料叢刊續編 中日戦争(以下、續中日)第一冊』中華書局、一九八九年、四五〜四六頁

〔四五〕戸部侍郎長麟奏爲請特詔恭親王主持軍國大計摺  
光緒二〇年七月初三日、八九頁〔八四〕御史王鵬運奏請  
任恭親王總統海疆軍務摺」光緒二〇年七月十七日。また御  
史張仲忻は「擬請特派懿親重臣會辦軍務者、馳赴朝鮮調度  
諸軍、與李鴻章和衷共濟」と述べている〔中日交渉〕卷  
一七〔一四一三〕江南道監察御史張仲忻奏倭患方張籌度  
戰守事宜摺」光緒二〇年七月十八日。

(18) 翁萬戈編 翁以鈞校訂『翁同龢日記 第六卷(以下、翁  
日記)』中西書局、二〇一二年、二七七頁、光緒二〇年  
八月二十八日條。馬忠文、前掲書、九九―一〇〇頁。王剛、  
前掲論文、五七頁。寶成關『奕訢慈禧政爭記』吉林文史出  
版社、一九九〇年、三五五―三五七頁。寶成關氏は、これ  
らを帝黨と后黨の對立の一環とし、こうした李文田の動き  
には光緒帝も同意や支持を行っていたとする。また、林文  
仁、前掲書、二〇四―二〇五頁も併せて参照。西太后の懿  
旨は、『德宗實錄』卷三四八、一頁、光緒二〇年九月甲戌  
條。また文廷式の上奏については、汪叔子編『文廷式集  
上冊』中華書局、一九九三年、二一―二二頁「合詞籲請特  
起重臣以維國脈摺稿」光緒二〇年八月二十九日。

(19) 王剛、前掲論文、五七頁。當時の總理衙門大臣は慶親王  
(后黨)、福錕(后黨)、吏部左侍郎徐用儀(后黨)、吏部右  
侍郎廖壽恒(帝黨)、軍機大臣孫毓汶(后黨)、戸部左侍郎  
張蔭桓(帝黨)、兵部尚書敬信(后黨)、工部左侍郎汪鳴鑾  
(帝黨)であった(錢寶甫編『清代職官年表 第四冊』中  
華書局、一九八〇年、三〇二―四頁。黨派については林文仁、

前掲書、五二九―五三二頁を参照)。海軍衙門は、清佛戰  
争での敗北を受けて設置された。その目的は統一的な海軍  
の指揮、管轄にあったが、成果は渺々しいものではなかつ  
た(坂野、前掲書、三六八頁。馮青『中國海軍と近代日中  
關係』錦正社、二〇一一年、二〇―二二、四一―四二頁)。  
(20) こうした清議派による要請は、李鴻章への弾劾と併せて  
行われた。林文仁氏によると、これらはいずれも西太后が  
講和を志向する中で「政策發言權」を得、「主戰路線」を  
維持しようとする意圖により行われたものだという(林文  
仁、前掲書、二二一―二二二頁)。

(21) 『翁日記』二七九〇頁、光緒二〇年一〇月初三日條。  
(22) 『續中日(一)』四七八―四八〇頁〔五五八〕步軍統領  
榮祿奏請設巡防處並派程文炳等近畿設防摺」光緒二〇年一  
〇月初四日。榮祿は滿洲正白旗人。同治年間に神機營に在  
職し、その際に神機營を指揮した醇親王の知遇を得たこと  
から、やがて西太后に信任されるようになっていったとい  
う(馬忠文、前掲書、三一―三六頁)。尚、步軍統領に關  
しては、例えば以下を参照。渡邊、前掲論文。馬忠文、前  
掲書、一〇〇頁。

(23) 『翁日記』二七九〇頁、光緒二〇年一〇月初四日條。尚、  
この日の翁同龢の日記には西太后による召見の様子が述べ  
られており、これには慶親王、恭親王、翁同龢、李鴻藻、  
孫毓汶が参加している。この記述を受けて、王剛氏は慶親  
王の「力陳」を西太后の面前で行われたものとしている  
(王剛、前掲論文、五八頁)。だが翁同龢の記述からは、西

太后の面前ではなく、上奏により「力陳」した可能性も考えられる。翁同龢の記述は以下の通り。「内侍來言皇太后召見、遂至甯壽宮蹈和門內小屋坐、慶王一、恭王一、軍機翁同龢、李鴻藻一、奏對良久、慈顏佛郁、問諸臣計將安出。孫毓汶首陳各國調處事、竝引臣昨晚晤語。余對此事不可成、亦不欲與、蓋將來無以爲國也。退至樞直看摺。是日慶邸力陳恭親王宜令督辦軍務、允之」。

(24) 王剛、前掲論文、五八頁。

(25) 『德宗實錄』卷三五、一〇一頁、光緒二〇年一月戊申條。構成員の黨派については林文仁、前掲書、五二九～五三二頁を参照。

(26) 榮祿の上奏については前掲註(22)を参照。その本章に關する該當箇所は以下の通り「查軍情調度朝夕百變、刻不容緩、必有統屬責成、始可集事。當咸豐三年剿平林鳳翔等粵匪、文宗顯皇帝特命惠親王、恭親王設立巡防處、總理軍務。同治七年剿平張總愚等捻匪、穆宗毅皇帝特命醇賢親王、恭親王設立巡防處、總理軍務。凡有各路軍情、皆稟報巡防處、立刻裁決請旨。即賊所在、亦可隨時探明指劃。軍有統屬、則脈絡貫通、事有專責、則指臂靈捷、收效自易。現在情勢較之前似尤緊要、此舉關係兵事全局。擬請仿照成案、特簡王大臣設立巡防處、專理軍務、以專責成。至城外五城地面人煙稠密、良莠不齊、從前辦理軍務亦蒙特派大臣督理五城團防、偶有奸宄竊發、即可拏懲也、方賴以靜謐。應請聖裁、一體飭辦、以安閭閻」。

(27) 渡邊、前掲論文、二三～二七頁。

(28) 『翁日記』二七八、二七九〇頁、光緒二〇年九月二九日條、一〇月初三日條。

(29) このように見れば、王剛氏は榮祿の上奏を恭親王に指揮權を一本化することを目的として行われたもののように解釋しているが(王剛、前掲論文、五八頁)、これは巡防處のトップが王大臣であった慣例上のことであって、榮祿の本来の主張は北京の治安維持を強化することにあつたと思われる。

(30) 管見の限りにおいて、當該期の巡防處について論及した史料として本文で述べたもののほかには以下がある。『德宗實錄』卷三五、一二頁、光緒二〇年一〇月己酉條。『中日交涉』卷二三(一九〇一)軍機處奏商閱發下電信摺件擬繕諭旨進呈片」光緒二〇年一〇月初七日。『翁日記』二七九一頁、光緒二〇年一〇月初六日條、初七日條。渡邊氏は、その解散を示す史料が見当たらないとしつつ、下關條約締結後の恭親王等が借款事宜を命じられた一八九五年五月九日を巡防處の解散日とみる(渡邊、前掲論文、二八頁)。一方、馬忠文氏は督辦軍務處と巡防處の構成員などが重複していたことから、事實上、督辦軍務處が巡防處の役割を「包含」していったものとする(馬忠文、前掲書、一〇三頁)。後に陝西道監察御史恩溥が督辦軍務處の撤廢を求めた際に「所有內城巡防甚關緊要、似應仿照現在五城團防總局、將督辦處改爲內城巡防總局」と述べていることに鑑みると(『中日交涉』卷三二(二五〇八)附件一 恩溥奏請裁撤督辦軍務處改設內城巡防總局片」光緒二一年正



月一四日)、或いは馬忠文氏の指摘する通りであったとも考えられる。

- (31) 馬忠文、前掲書、九七頁。この還暦祝典には榮祿以外にも各省より二、三人の参加が命じられ、その總數はおよそ四〇名を超えた(朱壽朋編 張靜廬等校點『光緒朝東華錄』中華書局、一九五八年、總三三二九頁、光緒二〇年正月癸巳條、總三三三二〇頁、光緒二〇年正月乙未條)。この参加者の指名について、馬忠文氏は「隨意性」のものでなく、以前よりの朝廷との繋がりなどを指摘する(馬忠文、前掲書、八六頁)。

- (32) 馬忠文氏によると、榮祿を歩軍統領に推舉したのは、當時總理衙門及び海軍衙門に再登用されていた恭親王であった。これは恭親王による「收拾局面的重要舉措之一」であり、李鴻藻や翁同龢の支持を得たもので、その背景には「京師防務喫緊」があったという(馬忠文、前掲書、一〇〇〜一〇三頁)。だが具體的に何に對する「京師防務」であったのか、十分な説明が行われてはいない。また榮祿の上奏についても、史料の引用と若干の説明にとどまり、上奏の具體的な契機や背景などへの考察は行われていない。
- (33) 『徳宗實錄』卷三四四、五頁、光緒二〇年七月戊寅條。尙、門牌とは戸ごとに掲げられたもので、家長の姓名や職業、丁數などが列擧されていた(臨時臺灣舊慣調査會『清國行政法 第二卷』汲古書院、一九七二年復刻版、三五頁)。

- (34) 石川案(または石川伍一案)という名稱は戚其章『甲午

日課祕史』天津古籍出版社、二〇〇四年に依據した。石川は日本軍の將校ではなかったが、一八八四年に渡清して以降、駐清海軍武官の助手として情報収集に務めた。途中に一時歸國したものの、一八九二年には再び渡清している。開戦に際し日本領事たちが引き揚げた後も、情報収集のために天津のアメリカ租界に殘留した。だが、やがて石川の殘留にアメリカ領事リード(Sheridan P. Read)が難色を示すようになったために租界を離れることとなった。この事件の顛末や石川伍一については以下を参照。戚其章、前掲書、第六章。關誠『日清開戦前夜における日本のインテリジェンス——明治前期の軍事情報活動と外交政策——』ミネルヴァ書房、二〇一六年、二〇八〜二一〇、二九九、三四六〜三四七頁。このような諜報活動について従來は研究對象とされてこなかったが、關聯史料の發見などにより近年では注目がなされつつある(白純、吳俊希「近十年來中國大陸甲午戰爭研究述評」『軍事歷史』二〇一四年第三期、二〇一四年)。

- (35) 『續中日(一)』七八〜七九頁(七二) 史料給事中余聯沅奏請嚴防各海口並練勁旅清奸細等事摺」光緒二〇年七月一三日。

- (36) 例えば、後掲註(41)の志銳による上奏では「其所用書辦」とされている。

- (37) 戚其章、前掲書、一八八〜一八九頁。

- (38) 戚其章氏の研究は本事件の経緯や、二種が現存する石川の供述の比較検討において詳細を極める。だが、その關心

は本事件の史實経過や真偽の解明にあり、この火薬局の爆破計画については全く觸れられていない。そのため、本事件が朝廷に及ぼした影響や結果についての具體的な考察が不十分である。

- (39) 『徳宗實錄』卷三四四、一七頁、光緒二〇年七月丁亥條。  
 (40) 『中日交渉』卷一六「(二三九)」發北洋大臣電 光緒二〇年七月一五日。李鴻章はこれに對して「前雖有欲毀藥局之謠、因防範嚴、竝無其事」と否定している(顧廷龍 葉亞廉主編『李鴻章全集(二)』電稿二(以下、李全集二))上海人民出版社、一九八六年、八八六頁「寄譯署」七月一五日酉刻)。
- (41) 『中日交渉』卷一九「(二五六六)」江南道監察御史張仲忻奏陳北洋情事請旨密查竝請特派大臣督辦天津團練摺 光緒二〇年八月初九日。禮部右侍郎志銳も、未遂に終わったものの、天津での爆破は「海防」の崩壞に繋がるものだと指摘する(『中日交渉』卷一六「(二三九四)」附件一 志銳奏請議處貽誤軍機之丁汝昌等片 光緒二〇年七月一六日)。
- (42) 『中日交渉』卷一九「(二五六九)」軍機處電寄李鴻章諭旨三 光緒二〇年八月初九日。この上諭を受けた李鴻章は、「初九日奉電旨、復審石川五<sub>ノ</sub>一等、供均如前、詰以埋藏炸藥地雷一節、據稱實止留探軍情、別無他謀、且安身未定、即被拏獲、豈能作爲此事等語。劉葵供亦相同。查天津人烟稠密、耳目衆多、若埋藏地雷炸藥、非一手足所能爲、豈有無人察覺之理、無識者或造謠聳聽、再四查訪、實係毫無影響」と、朝廷の懸念を拂拭することに務めている(『中日交渉』卷二〇「(二五九七)」北洋大臣來電二 光緒二〇年八月一八日到)。
- (43) 『中日交渉』卷一七「(一四二二)」附件一 懷塔布等奏火藥局爲存儲軍火重地請飭派官兵密稽改裝之倭人片 光緒二〇年七月一八日。
- (44) 『中日交渉』卷一九「(一五二四)」編修張百熙奏倭情詭秘請嚴察籌防摺 光緒二〇年八月初一日。「慶典」は本文で述べた西太后の還曆祝典である。
- (45) 『中日交渉』卷一九「(二五四六)」軍機處奏商閱發下摺片等件擬繕批旨進呈片 光緒二〇年八月初六日。『徳宗實錄』卷三五〇、七、一九頁、光緒二〇年九月戊戌條、壬寅條。尙、この日本人工作員の存在については、前掲『徳宗實錄』卷三五〇、七頁、光緒二〇年九月戊戌條において、事實無根であったとする北城御史の調査報告が記されている。一
- (46) 尙、石川伍一は天津での取り調べを経た後の九月二〇日に劉葵と共に處刑された。また、彼らの供述はいずれも總理衙門に提出された。それでも「豈能埋藏地雷炸藥。這實是沒有的話」(石川供述)「竝沒埋藏地雷炸藥」(劉葵供述)と兩者が共に否定したものと述べられている(戚其章、前掲書、一九三頁)。
- (47) 『續中日』(一) 四九五頁「(五九〇)」御史鍾德祥奏親王督師人心振奮但應加緊布置籌辦摺 光緒二〇年一〇月初八日。
- (48) 『續中日』(二) 四七四頁「(五五二)」禮部侍郎志銳奏革職拿問之衛汝貴所開質舖應一律查封片 光緒二〇年一〇月

初四日。『德宗實錄』卷三五四、一二頁、光緒二〇年一月癸巳條、卷三五五、二一、一四、一五頁、光緒二〇年二月癸卯條、庚戌條、壬子條、卷三五六、五、六頁、光緒二〇年二月丙辰條。

(49) 『中日交渉』卷三一「(二五二〇) 附件一 戴鴻慈奏請飭下督辦軍務王大臣速議賞罰章程片」光緒二二年正月一日。

(50) 『續中日』(一) 五〇七、五〇八頁「(六〇五) 國子監司業瑞洵奏敵氛日熾請派慶親王迅赴津沽專司兵事摺」光緒二〇年一〇月初九日。

(51) 『德宗實錄』卷三五五、五頁、光緒二〇年二月甲辰條。尙、旅順陷落により、李鴻章は「革職留任」の処分を受け、陸軍の指揮権を奪われた(『德宗實錄』卷三五二、一三三頁、光緒二〇年一〇月庚午條。坂野、前掲書、四〇五頁)。

(52) 『劉忠誠公遺集』奏疏卷二二「請收回欽差大臣成命摺」光緒二〇年二月初二日。

(53) 『德宗實錄』卷三五五、五頁、光緒二〇年二月乙巳條。『劉忠誠公遺集』奏疏卷二二「恭謝天恩摺」光緒二〇年二月初四日。このような督辦軍務處との聯絡等のほかに、劉坤一は「東三省」や「北洋津沽一帯」の戦場では裕祿や李鴻章などに、「山海關之事」や「關外之事」については、當時よりその地に駐屯していた湖南巡撫吳大澂や宋慶に、引き續き責任を負わせるよう求めている(『劉忠誠公遺集』奏疏卷二二「通籌軍務情形摺」光緒二〇年二月初八日、「奉命出師籌畫軍前事宜摺」光緒二〇年二月二日)。そして、これは督辦軍務處の検討を経て裁可されている

(『德宗實錄』卷三五七、二、三頁、光緒二〇年二月癸亥條)。一方で、劉坤一は後に「惟現在一切微調、多由軍務處主持、外間又有吳、宋兩幫辦及各將軍、督撫、均可奏報軍事、事權既未能盡一」と述べている(『劉忠誠公遺集』書牘卷一一「復郭善臣」光緒二二年正月初九日)。こうした事などから、或いは劉坤一が責任の分擔、回避を意圖していたということが考えられる。

(54) 『德宗實錄』卷三五五、一〇頁、光緒二〇年一〇月戊申條。

(55) この勇の概数は『德宗實錄』卷三四四、三五〇に依據して算出した。當該期にはまだ直隸省に入っていない勇營もあるが、當然のことながら朝廷はその到着を想定しているため数に含めた。尙、史料上では「湘軍五營」などのように營數で示されることが多く、その實數については不明である。しかし當時の勇營では大體において一營が五百人であるため、これを適用した。これらの勇營の大部分は、まず天津に集結して李鴻章の指揮下に入り、そこから山海關や滿洲へと派兵されている。これはまだ當時は李鴻章が戰爭全般に對する指揮、監督を行っていたためだと思われる。

(56) 例えば、當時の朝鮮にはこうした勇營、准軍が展開していた。その中の盛軍を指揮していた衛汝貴に對し、李鴻章は規律の低さを指摘した上で、「汝當に自愧すべし」と述べている。朝廷はこうした事態を憂慮し、上諭を發して李鴻章に軍規の徹底と治安破壞の防止を命じている(『李全集』二八八頁「寄平壤盛軍衛統領」光緒二〇年七月一六

日午刻。『徳宗實録』卷三四五、一七頁、光緒二〇年七月壬寅條。尙、こうした淮軍の規律の弛緩は羅爾綱氏も指摘する所であるが（羅爾綱『晚清兵志 第一卷 淮軍志』中華書局、一九九七年、八五―八六頁）、これは淮軍に限ったものではない。例えば、遼陽に派遣されていた吉林練軍が教會の破壊などを行った際に、朝廷は「出征軍士、中途騷擾、已干軍律」と述べている（『徳宗實録』卷三四五、五頁、光緒二〇年七月甲午條）。ここからは、當時動員されていた全ての軍の動向について、朝廷が憂慮していたことがわかる。

- (57) 『徳宗實録』卷三四二、六頁、光緒二〇年六月癸丑條、卷三四七、一三、一七、二三―二四頁、光緒二〇年八月丙寅條、丁卯條、己巳條、卷三四九、七頁、九月丁亥條、卷三五〇、一七頁、九月辛丑條。『中日交渉』卷二〇（一六四三）軍機處奏商閱發下電報摺片等件擬繕諭旨進呈片」光緒二〇年八月二三日。田在田が山東省で募った勇營の費用はまず戸部から六千兩を支給し、不足分が山東省から支給された。通州に駐屯の後は、その軍費や武器は戸部と神機營より支給されている。『中日交渉』卷二二（一八三二）軍機處奏商發下電信摺片擬繕諭旨進呈片」光緒二〇年九月二八日。『徳宗實録』卷三五二、七頁、一〇月丙午條も併せて参照。

- (58) 陳湛綺責任編輯『國家圖書館藏古籍文獻叢刊 中日甲午戰爭奏稿』全國圖書館文獻縮微複製中心、二〇一〇年、三四―三六九頁。本史料は日附の記載を缺くものの、冒頭

では「竊聞倭人攻陷九連城之後、諸將退紮摩天嶺、逃兵潰卒不復成軍、倭又從皮子口登岸數千、旅順大連同時告急、遼瀋之情形既迫……」とある。九連城陷落は一八九四年一月二六日であり、大連陷落が一月七日、旅順陷落は同月二一日であるため、本史料はその間に書かれたこととなる。そのため、調査命令が出された日附（一八九四年一月五日）とも整合性を持つ。

- (59) 『徳宗實録』卷三五二、一五頁、光緒二〇年一月辛亥條。

- (60) 『徳宗實録』卷三五二、一三〇頁、光緒二〇年一月戊午條、卷三五二、七頁、光緒二〇年一月辛酉條。尙、督辦軍務處による調査報告は『徳宗實録』等には記載されておらず不明。

- (61) 『徳宗實録』卷三五六、一二頁、光緒二〇年二月庚申條、卷三五七、六―七頁、光緒二〇年二月丙寅條。

- (62) 『光緒朝東華錄』總三五三―三五三三頁、光緒二〇年二月乙丑條。ここで督辦軍務處が處罰を求めた營官は、李培榮以下、遊擊銜留甘補用都司吳連城、山東候補參將李連陞、藍翎守備谷有才である。李培榮には「交部議處」、それ以外には「即行革職」を求めている。

- (63) 『劉忠誠公遺集』奏疏卷二三「查明李培榮參款改派統軍摺」光緒二十一年正月初四日。

- (64) 『徳宗實録』卷三五八、一二頁、光緒二十一年正月庚辰條。

- (65) 榮祿の上奏については前掲註22を参照。『中日交渉』卷二二（一七二五）「軍機處奏商閱發下摺件電奏擬繕諭旨

- 進呈片」光緒二〇年九月初四日。『德宗實錄』卷三四九、四頁、九月丙戌條、卷三五〇、一三頁、九月庚子條。尙、當時の董福祥は、先述の西太后の還曆祝典に参加するため來京していた。程文炳は服喪のために湖北提督を辭していたが、日清戦争の勃發により「北上」を命じられた一人であった(例えば『德宗實錄』卷三四五、八頁、光緒二〇年七月丁酉條、卷三四八、六頁、光緒二〇年九月丁丑條。甘軍が河西務にあったことを示すものとしては後掲註(84)を参照。程文炳が張家灣に駐屯したことについては、『誥授建威將軍封光祿大夫先大夫壯勤公事略』(程文炳撰 李興武整理『程文炳集』黃山書社、二〇一〇年所收) 光緒二〇年條。王剛氏によると、これら董福祥、程文炳などは、督辦軍務處の直轄下にあり、その軍費も督辦軍務處より支給されていたという(王剛、前掲論文、六〇頁)。これからも、田在田、李培榮も含めた北京近郊にある勇營の動向こそが、朝廷と督辦軍務處の重視するものであったことがわかる。
- (66) 『德宗實錄』卷三六三、一六頁、光緒二一年三月乙酉條。尙、王剛氏は曹鳳輝と表記するが(王剛、前掲論文、六六頁)、本稿では『德宗實錄』に依據して唐鳳輝とした。
- (67) 『德宗實錄』卷三五二、一五頁、光緒二〇年一〇月丙寅條。
- (68) 『德宗實錄』卷三五六、一四頁、光緒二〇年一二月辛酉條。
- (69) 『德宗實錄』卷三六四、二、七、八頁、光緒二二年三月丁亥條、癸巳條。李鴻章が講和交渉の全權大臣として下關に派遣されたため、當時の直隸總督及び北洋大臣は、王文韶が署理していた(『德宗實錄』卷三五九、一二、一三頁、光緒二一年正月辛卯條)。
- (70) 『德宗實錄』卷三六一、一六頁、光緒二一年一二月癸丑條。通州に關しては、「通州近畿、非帥臣所宜駐節也」とする見解もある(『中日交渉』卷二八(二二四二)侍讀學士文廷式奏請飭令劉坤一駐紮天津整飭軍務摺」光緒二〇年一二月一七日)。
- (71) 『德宗實錄』卷三六八、二頁、光緒二一年五月丁亥條。胡燏棻は先の董福祥と同じく、西太后の祝典に参加するために上京した。やがて日清戦争の勃發に伴い、天津において東征糧臺の管理を命じられた(『德宗實錄』卷三五二、一一頁、光緒二〇年一〇月戊申條)。『劉忠誠公遺集』書牘卷一一「致翁宮保」光緒二一年五月一七日。
- (72) 謝俊美編『國家清史編纂委員會・文獻叢刊 翁同龢集(上)』(以下、翁集)中華書局、二〇〇五年、一四一、一四二頁「認真裁留歸併防兵摺」光緒二一年五月九日。尙、當時の督辦軍務處では、翁同龢が上奏を作成、清書していた(例えば本上奏に關しては『翁日記』光緒二一年五月一七日條を参照)。このため、本史料は「此摺與奕訢、奕劻、李鴻藻、榮祿、長麟等督辦軍務王大臣聯銜」と注記され、翁同龢の著作として収録されたものと思われる。『德宗實錄』卷三六八、三頁、光緒二一年五月己丑條。
- (73) 『劉忠誠公遺集』電奏卷一「寄督辦軍務處」光緒二二年

- 五月二三日。『德宗實錄』卷三六八、六頁、光緒二十一年五月甲午條。當時、劉坤一が直接に指揮していた兵勇とは「直隸閃殿魁十營、河南牛師韓七營、陝西馬心勝六營、及宋朝儒兼統泰安六營、何鳴高接統山西練軍五營」であった。
- (74) 『劉忠誠公遺集』奏疏卷二四「裁併關津防營摺」光緒二十一年閏五月初三日。また、この上奏では董福祥や程文炳について「其分駐近畿之程文炳、董福祥兩軍、裁留歸併、自由督辦處主政」と述べられている。
- (75) 『劉忠誠公遺集』書牘卷一一「致李中堂王制軍」光緒二十一年五月二十七日。
- (76) 定武軍は、日清戦争の最中に、北洋海軍にあったドイツ陸軍少佐、ハネケン (Konstantin von Hanneken) の建議に基づき編成された。定武軍については、羅爾綱『晚清兵志 第三卷 甲癸練兵志』中華書局、一九九七年、一二八～一二九頁。馬忠文、前掲書、一〇五～一〇六頁を参照。尚、定武軍に關しては別稿を準備中である。
- (77) 『中日交渉』卷四五「(三三五) 江西道監察御史王鵬運奏撤兵關緊全局請蒞留各軍以杜奸謀摺」光緒二十一年閏五月初八日。『續中日』(二二)「四四二」四四三頁「(二四三八) 吏科給事中余聯沅奏諸軍不可遽撤准軍不宜獨留摺」光緒二十一年閏五月初八日、四四三～四四五頁「(二四四〇) 左庶子戴鴻慈奏請飭劉王二大臣詳議妥籌各軍應留強汰弱摺」光緒二十一年閏五月初九日、四四五～四四七頁「(二四四一) 吏部尚書麟書等代遞丁立鈞截軍應汰弱留強並擬辦法八條摺」光緒二十一年閏五月初九日。當時、このような清議派官僚の上奏が相次ぎ、また一定の影響力を持っていたことについては、市古、前掲論文を参照。
- (78) 各軍の併用については、王鵬運、戴鴻慈、丁立鈞も述べている。例えば、戴鴻慈は湘軍、淮軍、黔軍、豫軍の併用を求めている。
- (79) 『翁集』一四三～一四四頁「遵議裁留歸併淮軍湘軍豫軍摺」光緒二十一年閏五月二三日。
- (80) 『德宗實錄』卷三六九、五～六頁、光緒二十一年閏五月乙巳條。
- (81) 『德宗實錄』卷三七八、九頁、光緒二十一年一〇月己丑條。日清戦争時、袁世凱は前線の鳳凰城や新民廳などにおいて兵站を管理していた。この間に李鴻藻との関係を強め、戦後には軍事改革の必要性を訴えている。そして、八月には光緒帝の前で軍事改革について述べたことから、督辦軍務處での「差委」を命じられた。やがて劉坤一や翁同龢、榮祿の知遇も得た袁世凱は、次第に「叛准投湘」の傾向を帯びたという。かつて胡燏棻が定武軍の編成を命じられた際には督辦軍務處の指示を受けていたものの、督辦軍務處においての「差委」を明確に命じられたものではなかった。本文で述べたような劉坤一や督辦軍務處の上奏などに鑑みると、定武軍、新建陸軍に對するより直接的な指揮が試みられたものとも考えられる。また、胡燏棻は、順天府府尹に轉じ、督辦鐵路事務として天津から盧溝橋に至る鐵道を擔當することとなった。(『德宗實錄』卷三七〇、一四～一五頁、光緒二十一年六月辛巳條、卷三八〇、一〇頁、光緒

- 二二年一月辛酉條、卷三八二、一〇頁、光緒二二年二月己丑條、馬忠文、前掲書、一四一―一四五頁。劉鳳翰『新建陸軍』中央研究院近代史研究所、一九六七年、三七―四五頁。張華騰『北洋集團崛起研究（一八九五―一九一〇）』中華書局、二〇〇九年、四五―五〇頁。
- (82) 河湟事變に關しては、丸山鋼二「中國におけるイスラム教教派」『文教大學國際學部紀要』第一卷二號、二〇〇一年、一四三頁を參照。
- (83) 『中日交渉』卷四四「(三二六九) 陝甘總督楊昌濬來電」光緒二二年四月一六日到。『德宗實錄』卷三六六、四―五、六頁、光緒二二年四月戊午條、己未條、卷三六七、八頁、光緒二二年五月丁丑條、卷三六九、一二頁、光緒二二年閏五月甲子條、乙丑條。
- (84) 『德宗實錄』卷三六九、一二頁、光緒二二年閏五月乙丑條。
- (85) 『德宗實錄』卷三八四、四頁、光緒二二年正月乙卯條。
- (86) 袁英光 胡逢祥整理『王文韶日記（下冊）』中華書局、二〇一四年第二次印刷、九三三頁、光緒二二年正月一九日條、二〇日條、二一日條。
- (87) 『德宗實錄』卷三七六、一、七、九、一〇頁、光緒二二年九月戊戌條、乙巳條、丁未條、戊申條、卷三八八、九頁、光緒二二年四月丙子條。尙、魏光燾は事變の鎮壓後には陝西巡撫として陝西省に留まっている（『德宗實錄』卷三八八、六頁、光緒二二年四月辛未條）。
- (88) 湘軍が解散された後も、豫軍は錦州に駐留して直隸省の防衛に寄與した。以後の豫軍が錦州にあったことを示すものとして、例えば『德宗實錄』卷四二六、二二頁、光緒二四年三月壬子條を參照。
- (89) 中國第一歴史檔案館編『光緒朝硃批奏摺 第三四輯』中華書局、一九九五年、四六四頁「三二六」北洋大臣直隸總督王文韶 片」光緒二二年三月一日。
- (90) 『德宗實錄』卷三八九、一頁、光緒二二年四月辛巳條、卷三九〇、一―一二頁、光緒二二年五月戊申條。榮祿の報告は、中國社會科學院近代史研究所中華民國史組編『中華民國史資料叢稿 專題資料選輯第二輯 清末新軍編練沿革』中華書局、一九七八年、二―二二頁および馬忠文、前掲書、一四七頁に再録されているものを本稿では用いた。ただ、兩書における再録はいずれも省略箇所がある。そのため、本稿では兩書を適宜參照して補った。尙、この史料の出典について、『清末新軍編練沿革』では「軍機處硃批奏摺檔」とするのみだが、馬忠文氏によると、「兵部尙書榮祿奏爲遵旨查明督練新建陸軍道員袁世凱被參各節據實覆奏事」光緒二二年五月一日、朱批奏摺、檔號0410116、0248-0633縮微號0410116-046-1310とのことである。
- (91) 『德宗實錄』卷三九〇、一二頁、光緒二二年五月戊申條、卷四〇六、一六頁、光緒二二年六月癸未條。
- (92) 例えば「再、督辦軍務處亟宜裁撤也、有督辦處、而又設欽差大臣、猶諸屋上架屋、有軍機處、仍有督辦軍務處、未免政出多門」との批判が清議派官僚より呈された（『中日交渉』卷三二「二五〇八」 附件一 恩溥奏請裁撤督辦軍

務處改設内城巡防總局片」光緒二十二年正月一四日。これなどは督辦軍務處に對する清議派の期待が、朝廷のそれと全く乖離していたことを示している。王剛氏は、督辦軍務處に明確な規定がなかつたことや、それを構成する大臣たちの資質などを理由として「竟不能在戰局中有所作爲」とし、その上奏は「戰略性」を缺くものであつたとする（王剛、前掲論文、六六頁）。このような見解は、いづれも當時の清議派の見方を踏襲して、督辦軍務處の本質的な役割を誤解したものといえよう。

(93) 日清戰爭後の朝廷では、變法を實施するために「皇帝主導のトップダウン方式」、皇帝への「權力集中」が志向さ

れた。政變後においても、こうした傾向は西太后の下に引き繼がれたという（岡本隆司『袁世凱——現代中國の出發』岩波書店、二〇一五年、六〇～六二、九四～九七頁）。また、宮古文尋『清末政治史の再構成——日清戰爭から戊戌政變まで——』汲古書院、二〇一七年、第二章、第三章、第五章も併せて參照。督辦軍務處の解散については『德宗實錄』卷四一九、八頁、光緒二十四年五月辛酉條。

(94) 劉鳳翰、前掲『武衛軍』六七頁。

(95) 岡本、前掲書、一〇〇～一〇二頁。

(96) 馬忠文、前掲書、一八一～一八二頁。『德宗實錄』卷四一九、七～八頁、光緒二十四年五月辛酉條。



ON THE DEFENSE OF THE CAPITAL UNDER  
*DABING YUNJI* 大兵雲集, FOCUSING ON THE  
*DUBAN JUNWU CHU* 督辦軍務處 DURING THE SINO-JAPANESE WAR

NENASHI Shintaro

Following the outbreak of the First Sino-Japanese War at the end of the nineteenth century, the court summoned the *yongying* 勇營 troops from each province to the north. This was intended to facilitate the stationing of more troops at the front, in Korea, Manchuria, and around the capital, Beijing. However, many *yongying* troops who travelled to the north and gathered in Zhili 直隸 Province were poorly disciplined and worsened, rather than improved, security. Court officials were worried that this deterioration of security would spread to Beijing. Moreover, subversive activities by Japanese spies in Tianjin became known after the outbreak of the war; although these efforts ultimately failed, the court was concerned that similar incidents could occur in Beijing and moved to strengthen the city's defensive forces. Concurrently and by coincidence, the Qingyi 清議 Party strongly demanded the unification of the chain of command in the court due to successive news of defeat from the war front.

In an attempt to respond to this demand, the court established the *Duban Junwu Chu* and the *Xunfang Chu* 巡防處. The *Duban Junwu Chu* monitored the *yongying* who were stationed from Beijing to the Tongzhou 通州 region. As Tongzhou was situated to the east of Beijing, its security situation was directly linked to that of the capital. The *Xunfang Chu* was tasked with improving the security of Beijing itself. These two institutions may be considered as having maintained security within and outside of Beijing complementarily.

Following defeat in the war, the *Duban Junwu Chu* proposed a defense system for Zhili Province. The proposed defense system was a shift from the pre-war system, which had been centered on the *Huaijun* 淮軍, to a system that relied equally upon three armies: the *Huaijun*, the *Xiangjun* 湘軍, and the *Yujun* 豫軍. Furthermore, the *Duban Junwu Chu* and the court insisted on commanding the *Dingwu jun* 定武軍 and the *Xinjian lujun* 新建陸軍 in Tianjin and refused to let the Viceroy of Zhili command them. This reflects the monitoring of and involvement with the *yongying*, viceroys, and governors by the court and the *Duban Junwu Chu* that continued after the end of the Sino-Japanese War. However, this involvement was no longer centered on the Tongzhou region as in the pre-war period; its

application expanded to include more regions. It can be surmised that this shift was based in a sense of alarm and a need to restrain the *Huaijun* and the Viceroy of Zhili.

This paper examines the relationship between the central government and regional governments in the late Qing dynasty in regard to the military system by evaluating the behaviors of the court and the *Duban Junwu Chu*.